

青森・岩手県境不法投棄事案住民説明会 議事録

日時：平成 14 年 7 月 17 日（水）19 時から

開催場所：田子町農村環境改善センター（上郷公民館）

司 会

定刻となりましたので、ただ今から、青森・岩手県境不法投棄対策合同説明会を開催致します。

開催にあたりまして、二戸市長さんと、田子町長さんにご挨拶を頂きたいと思えます。二戸市長さんからお願いします。

二戸市長

二戸市長の小原でございます。

今日は両県の合同説明会という事で、田子町さんにお邪魔させて頂きました。

田子町さんには、日頃から何かとお世話になっておりますが、今回は産廃対策という事で、これまでも増して両市町とも手をつないで、しっかりと取り組んでいきたい、その様に考えているところでございます。

宜しく願いを致します。

又、青森県さん、岩手県さんにつきましては、これまで何度か地元説明会をやって頂きました。

ただ、それぞれの、岩手側では岩手側の説明を、田子さんでは青森県側の説明、という事で、それぞれの説明をされて、県境の所は薄ぼんやりとしか見えなくて、一つの産廃、82 万立方メートルあるのに、片側しか説明を聴けない、という事になりますと、全容がはっきりしない。

そういう事で両県に対しまして、私の方は行ったり来たり出来ますので、是非一緒になって全体の説明をお願いしたい。

そういう事をお願いしてきたところであります。

これまでの色んな調査結果なども沢山出ているわけでありましたが、今日初めて両県で一緒になって説明していただく、という事になって、私共大変有り難いと思っております。

これまでに例を見ない全国でも最大の不法投棄が出てきたわけですので、これからは当然国の管理もお願いしながら、両県しっかり、私達の将来に不安を残さないような対策を講じて頂きたいと、その様に考えております。

私共も、この様な状況を踏まえて、冷静にかつ慎重に、しかし本当に将来にわたって残さない対策をしっかりと講じていかなければならないだろうと。

私達も、田子町長さんと力を併せて、一緒に協力もし、又、色々な行動もとっていきたいと思います。

又、田子町の皆様方にも色々お世話になるとは思いますが、今後とも何卒宜しくお願い致します。

今日は大変有難うございます。

司 会

どうも有難うございました。

それでは田子町長さん、お願いします。

田子町長

今晚はこの様に岩手県の方が、そして青森県の方々が、住民説明会という事で、わざわざお出で下さいましたことに感謝を申し上げたいと思います。

そして又、田子町の皆さん、そして二戸市の皆さん方、日頃皆さん方も一生懸命になってこの県境の産廃問題に対し、それぞれの立場で、ご活躍をして下さいました事、心から御礼を申し上げたいと思います。

もう昨日も田子町、議会が一緒になりながら、県の方にこの問題の早期解決、出来ることからやっぱりやってもらわなければならないと思います。

そういう点では、緊急なものは緊急なので、そして恒久的なものは恒久的なものとして、何らかの形がでてもらいたいものだな、という事が昨日の陳情の中に強く出て参りました。

やはり皆さん方は、こうしてみますと、随分と待ちかねている期間であったろうと思います。

今後こそは、何からの対策が具体化してくるのではないのかな、という事が、恐らく心待ちにおられるであろうと思っています。

その様な事が、今回この様に、これまでの経緯が、今後の考え方が、そういうものを説明というものが、両県より分かりますことは、大変意義の深いものになると思っています。

そういう中で、皆さん方にも又、それぞれのお考えというものが、説明されているならば、それを・・・なければ参らないことも分かります。

でも、そう言われると、貴重な意見というものをやはり吸い上げながら、今後の対策というものが、・・・なっているであろうと思っています。

どうか、皆さん方も充分説明というものは、隅から隅までお聞きになりながら、そして、

その際には皆さん方のお考えというものを、ある意味ではお示し願えればその様に考えております。

どうか、これからもこの様な機会というものが、まだまだ多く・・・あろうと思っております。

その様にあってもらいたいとも思っております。

そういう中で、問題の解決にお互いが本当に理解し合えるような、色んな形で解決出来ていくことになるならばあと、そういう事を期待をしながら、皆さん方のこの様な、お疲れの中をお集まりくださいましたことに、心から感謝を申し上げながら、私の挨拶にかえたいと思います。

今晚も宜しく願いを申し上げます。

司 会

どうも有難うございました。

それでは、次に岩手県庁、青森県庁の出席している職員をご紹介致します。
岩手県庁の方からご紹介致します。

築田課長

おばんでございます。

座ったままで大変恐縮でございますが、岩手県庁から参りました職員をご紹介申し上げます。

環境生活部の主濱次長でございます。

この事件を担当しております職員2名ですが、
県庁の指導主査の佐々木、並びに平井と申します。

私は担当課長をしております、築田と申します。
宜しく願い致します。

司 会

それでは青森県側を紹介致します。

環境生活部の福永次長です。

環境政策課の鎌田課長です。

八戸環境管理事務所の吉田所長です。

同じく八戸環境管理事務所の工藤総括主幹です。

同じく八戸環境管理事務所の荒関総括主査です。

環境政策課の今技師です。

同じく環境政策課の五十嵐技師です。

環境政策課の西谷主幹です。

私は、本日の司会を務めます、廃棄物不法投棄対策室長の山田です。

本日はお手元にあります資料によって、これまでの青森県・岩手県の調査結果等についてご報告、ご説明致します。

説明は、岩手県、それから青森県という説明を致しますが、皆さんの方から恐らくこれまでのことに対するご意見やら、ご質問。それから本日の説明に対するご意見・ご質問があると思いますが、それらについては、両県の説明が終わった後で、まとめてお受けしたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

それでは、岩手県さんから宜しくお願いします。

鎌田課長

それではご説明申し上げたいと思います。

座ったままで、大変恐縮ですが、ご説明致します。

これまで、岩手県としましては、住民の方々はじめ、合同検討委員会を開いて参りまして、色々公表、説明をして参ってきております。

判った事は、殆ど公表しているわけでありますが、今まで岩手県の方で、公表した中で、判り難かったこととか、ここが判らない、あるいはこの部分については是非聞いてみたい、という事がございましたら、予めご質問を頂いて、後で、説明した後でご質問は頂きますが、ご質問、あるいはご意見を頂きますが、事前にご質問があれば頂いて、説明漏れのないようにしたいと思っております。

もし、ございましたら、出して頂きたいと思っております。

それでは、スライドで説明を致しまして、その後、岩手県で用意してあります資料が、岩手県側でのこれからの対応と今後の計画という、4つの四角の枠で囲んだ資料、1ページから2ページ、3ページ、4ページものと、それからカラープリントしている絵が、4ページまでのものを用意しております。随時、青森県の方で用意している資料も使ってご説明申し上げたいと思います。

ここが既に皆さんご承知の不法投棄現場でございます、上の東側が岩手県、そして下が、西側になりますが青森県という、岩手側が16ha、青森側が11ha、合わせて27haのいわゆる原野でございます。

次、お願いします。

平成11年11月30日にこの事件が発覚したわけでございますが、岩手県側でこれまで対応してきた状況でございます。

まず、これは八戸の三栄化学工業という業者に全て調査・撤去を行わせております。

まず、廃油汚染状況の把握という事で、これは平成12年度9月から10月にかけて、土壤ガス調査、16haの全地域にわたって、40メートルメッシュ、それから15メートルメッシュで、200箇所以上の土壤ガス調査を実施しております。

それで、判った部分については、廃油入りドラム缶218本、これは平成13年2月から3月にかけて、全て撤去しております。

地下水の流向流速調査。これは、平成13年7月に青森側が7箇所の井戸、それから岩手側が11箇所の井戸、合わせて18箇所の井戸において、地下水の流向流速調査を実施しております。

投棄されている鶏ふん、東側になるのですが、その部分が全部掘り上げて、過去に三栄工業が堆肥を製造・生産・出荷するという事で、肥料取締法の届け出を受けていた、コンクリートたたきがありますが、そこに全部鶏ふんを移設して積み上げております。

燃えがら1千トン、これは現実には1,200トンになりますが、これは平成13年6月から8月にかけて、全量撤去致しております。

このほか、ボーリング調査、岩手側では11箇所をボーリングしてございまして、これは12年11月から13年1月にかけてやっております。

このボーリング結果、又後で出て参りますが、地下最大18mまでの所で、廃棄物が投棄されている、汚染が確認されております。

これは、全容解明調査でございます。

調査を全て三栄化学工業に実施させております。

先ほど申し上げましたように、16ha全部これはトレンチ掘削と言います、重機、バック

ホーで水利彫りに全 16ha にわたって掘削を実施しております。

これは後で又写真で。

その掘削の深さは大体 3m から 7m、バックホーの腕が届く範囲で掘っておりますし、16ha、10m 間隔で全部掘り上げております。

廃棄物、地下の、地中に宙水、宇宙の宙ですね。

溜まっている溜まり水の検査を実施してきております。

これが全容解明に向けての調査になります。

これは何回も公表しておりますので、見られている絵でございますが、赤いこの 16ha の 10m 間隔、深さ 5m から 7m で A ブロックから 16 ブロックに区分けして掘って、何が出てきたか、というものを色分けしている部分でございますが、赤い部分が有害な廃棄物です。

有害な廃棄物などは、赤い所から出てきております。

一番上の左側、この A ブロックと示しておりますが、この部分。それから下の方にポツポツと点在して、又ドラム缶が埋った所ですが、この辺にも有害なものがあると。

合わせて、次に出て参りますが、27,000 m³ の有害物質というものが明らかと言いますか、一応推定されております。

次、お願い致します。

これまでの調査、全容解明に向けての色々な調査から、燃えがら、これは焼却灰でございます。

それから廃油、汚泥、廃棄食品など、多種多様な廃棄物、というものが埋められております。

堆肥様物を含めると、全部で 15 万 m³、岩手県庁の 1.8 倍分があると。

この 15 万 m³ をどの様に試算したか、という事については、又別の資料でご説明申し上げたいと思います。

これが今申し上げました、有害な、赤い部分です。

先ほどの絵の部分で、赤い部分が有害な特別管理産業廃棄物と。

この特別管理産業廃棄物というものは、廃棄物処理法という法律に提示されているものでございますが、例えば、爆発物とか、あるいは感染性のある医療廃棄物とか。

それから有害な重金属とか、廃油とか。そういったものが、この特別管理産業廃棄物というふうに指定されておりますが、27,000 m³、一応推計されているという状況でございます。

次、お願いします。

調査結果 3 としまして、水質の結果、場内汚染はあるが、場外への汚染事実は認められないと。

周辺環境には今の所主だった汚染漏れはない、認められていないという事でございます。

最近の調査結果で、現場場内の敷地境界設置内の井戸、これも後でご説明申し上げたいと思いますが、ダイオキシン類が 1.5pg 検出されている、という事で、このダイオキシンというものは1回だけで、環境基準を超えた、超えないというものがございまして、年間平均で基準を判断するという事になっています。

又、別資料でこれも説明したいと思っております。

次、お願いします。

これが本当の地山でございます。

粘土質の石灰色の土壌、地山と。

これが出てくるまで、バックホーで現場を全て掘った、という事でございます。

先ほど申し上げました、赤い色のついた有害な廃棄物が埋め立てられているAブロックと我々は示しておりますが、この部分。

そこから出てきたのは、こういう焼却灰、燃えがらが主体でございます。

鉛は環境基準の1.2倍、ここでは検出されていると。

環境基準を超過している、という場所でございます。

次が、Aブロックの丁度東側になりますが、Bブロックという所でございます。

ここは一番廃棄物量が多く埋め立てられている。

特に焼却灰、燃えがら、それからパークと廃油、特に廃油でもベンゼンがここは異常に濃度が高く検出されている、と言う場所で、これも掘りますと、中から廃油がもうろうと煙のように立ち込め、立ちあがってくる、という状況。

こういうふうにはバックホーのアームが届く範囲で、掘削して、断面を全部見て、どういう廃棄物とその断面に埋められているか、というものを全部写真を撮っておりますし、それからメーターで、どの部分に、何がどの位入っているとか、測って廃棄物量を推計しているという所でございます。

ここが、Aの丁度下の部分、D地区でございますが、ここの汚泥、どろどろの状態です。

こういった有機汚泥、無機汚泥に、油、廃油ですね。

廃油をかけた状態で、ここにも有害なものが埋められている、という状況。

これはD地区の汚泥でございます。

F、ここにはベンゼンが環境基準を超えて、やはり焼却灰とか、泥状のものとか埋められている場所。

今、お見せしているのは、有害な特別管理産業廃棄物ですね。

27,000 m³あった場所を、特に絵でお示ししているところでございます。

次、お願いします。

ここは、プラスチック製品、色んなプラスチック製品が出てきている場所でございます。特に、・・・・の型枠と言いますか、そういった製造中に出てくる副産物、そういったものが主体でございますし、かなりの量が、プラスチックがあがっている、という場所でございます。

Lですが、ここは丁度三栄工業が堆肥を出荷する場所だというふうに、屋根が青く輝いておりますが、その丁度南側の部分に位置しますが、ここには、こういった廃棄食品、廃油、泥状というもの。

この廃油は一日に 1,1,2-トリクロロエチレン、やはり環境基準を超過して出てきている、という所でございます。

次、お願いします。

これは、先ほど説明しました、平成 13 年 2 月から 3 月にかけて、撤去処分したドラム缶が 218 本出てきて、掘り上げてこの様に吊って、深さ 8m、10m くらいにドラム缶が何層もかけられていた、という事。

中には、廃油が入っております。

これをこういうふうに吊り上げて、218 本引き上げた、という所の現場写真でございます。

次、お願いします。

これは、RDF という、本来は RDF というのは、燃料として製造されるものであります。例えば、プラスチックとか、木とか紙を圧縮して固形化し、燃料にするというものでございますが、この中には金属とか、色んなものが入っているために、燃料には出来ない。これを燃料あるいは路盤材として使うという事で、表面上は有価物扱いで取り引きされている、というのが、岩手・青森、両県合わせて 8 千トンが現場に埋め立てられていた、という。

これは有害性が今の所、性状調査では出ていない、という事でございます。

これはやはり食品も、廃棄、不法投棄されている食品という事でございます。

次、お願いします。

これは丁度、D の下の部分に位置する所ですが、先ほど申し上げました燃えがら 1,200 トン撤去したと。

撤去させたというご説明申し上げましたが、この燃えがらの 1,200 トン。

これを撤去する前は、12 年 12 月にこの直下の地下水のダイオキシン類が 100pg ありました。1,200 トン、全部撤去し終わった後、13 年 11 月に同じ井戸でダイオキシンを測定しておりますが、0.011 という所まで落ちました。

即ち、環境基準以下になったという事で、やはりある物を撤去する事によって、地下の汚染というものを拡散せずに除去できるという流れだと、うちの方ではこれを根拠に撤去し

なければならぬ、というふうに考えているものでございます。

次、お願いします。

今、青森県と岩手県では、合同検討委員会というものをもっておりますが、独自に岩手県では、専門委員会というものを更にもっております、ここから今まで調査の仕方、出た結果について、今後の対応をどうすべきか。

委員さん方から意見を頂きながら進めてきておりますが、やはり有害な特別管理産業廃棄物は極力撤去すべきである、という意見を頂いておりますし、更には、廃プラスチック、廃棄食品などの廃棄物。

こういったものは分けれるだけ分けて、撤去すべきものは当然撤去するし、その後、生活環境への影響等を見ながら、例えば、あそこの現状回復のために、植生をするんだとか。あるいは、自然のままに、元に戻すためにはどうすべきか、という検討をする際に、現場で、もし自然に還元出来るものを住民の方々が、それはそれで理解して頂き、納得して頂ける、という事であれば、そういった生活環境への影響を見極めながら、住民の方々の視点に立っての浄化というものを考えていきたい、というようなことも考えております。

いずれ、最も重要なことは、住民の健康被害をどの様に防止するかという事。

それから、安心感を持って頂くためには、どの様に進めていくか、という視点から、最優先としては、やはり有害な廃棄物の撤去という方針で、今後、色んなこれから調査を実施するという事にしておりますが、その調査の結果を踏まえながら、方法については決定、県としては決定していかねばならないわけですが。

その調査と言いますのは、例えば、地形ですね。地形がどうなっているか、というのは、うちではまだ三栄化学にはやらせてきていませんので、やはりこれは県の方で地形の調査をする。

それから、地下の地盤がどうなっているか、というようなこと。

地下水の流向がどの様になっているか。

前にもやっておりますが、更に詳しく調査したいと思います。

それから青森県側の方で、方向性を出しておられる、遮水壁、囲い込みをした場合の地下水の変動、こういったものはどうなるのか、というような予測とか。

それから、岩手県側の方で有害なものを全部撤去した場合に、汚染の拡散というものがあるのかどうか、というような予測とか。

それで色んな調査をこれからしたいと思っております。

いずれその結果によって、専門の委員の方々の意見、ご助言を頂きながら、封じ込めるといふ必要があれば、当然封じ込めを青森県の方と足並みを揃えて、やらなければならないと。

囲い込みでした、失礼致しました。

やらなければならないという部分もありますし、それから、そうではなくて、有害なものは取り除くことによって、それはそれで拡散が防げる、という事であれば、なるべく早く撤去を、という方向性を出していきたいと思っております。

又、二戸については随時立ち入り検査を実施、地下水の水質監視の継続、というものは当然ながらこれは続けていくと、いう事にしております。

あとは引き続きお手元に配付しております、岩手県側のこれまでの対応と計画という事で、1枚目の1、2、3、4、これは今、スライドでご説明した内容でございますので、省きまして、2枚ですね。

これは、うちの県で15万m³、有害なものが27,000 m³をどうして出したか、という掘削調査結果。

全容解明した図でございます。

これはAブロックの1としておりますが、Aブロックを上の方から右にずっといきましたと、100とありますね。100mバックホーでずっと掘っていくわけです。

そうすると断面が出てきます。

その断面にそって、深さ、下の方に5m、6m、7mとあります。

ここまで掘っていると。

断面を見て、バークがあった。

汚泥があった。あるいは燃えがらがあつた。

廃プラとか色んなものが混ざっていた、という断面を全部これは記録にとってあります。

これは、足し算と掛け算のように簡単な計算でございますが、10m おいて次の場所を同じように100m掘ると。

そこが同じような断面が出てきた場合には、その間10m間隔を同じものがあると。最大な量も推計しております。

これは、AからB、Cというふうに16ブロック全て掘削して、15万m³で、ここにある廃棄物については、全部性状検査していますので、有害なものが入っているかどうか、というのも全部出ております。

そういうようなものが27,000 m³ あつたという事で積算しております。

それから周辺環境、次のページでございますが、水質検査の今までの状況でございます。

周辺、1の方が周辺環境、現場の周り、周辺環境調査。これは岩手県の方で実施してきております。

周辺環境調査、青森県・岩手県、ほぼ同じ時期といいますか、同日に出来る場合には、同日に実施しておりますし、やむを得ず出来ない場合は、1日、2日ずれることがあります。殆ど同時期に実施している、周辺のモニタリング調査で、岩手県側は小端川の上流、ちょっと位置を示して下さい。

これが馬淵川に流れていく小端川の上流。

それからずっと右に参りまして、至る馬淵川。

これが小端川の下流 2 箇所。

それと現場の真ん中の黄色い分ですが、そこの右側の上、そこの沢が 2 本あります。

そこの沢 2 本でモニタリングをやっております。

その結果について、そこに示しておりますが、この検査方法としましては、重金属、これはカドミウム、鉛とか、シアン、六価クロムあるいは水銀とかいうものですが、7 項目。それから、有害な廃油、ここに特にジクロロメタン、1 番濃度の濃いものを示しておりますが、例えば、四塩化炭素とか、トリクロロエチレンとか、廃油ですが、これは別の資料で、次に 1 枚、A 4 の資料をつけております。

廃油というものは、こういったものがあります。

そして、用途にはどういうものに使われている。

毒性症状というのは、こういうものが起こります。

基準がここにありますが、ここにあるようなものが、検査しておりますし、出てきているものだ、というふうに見て頂きたいと思えます。

それから、農薬もしておりますし、ダイオキシン、PCB、というような有害物質になっております。

結果でございますが、今まで沢 1, 2 では窒素分、これは今の A 4 の方に資料があります通り、亜硝酸性窒素とか、こういったもので毒性はどうだ、という事もあります、そつちを見ながら、見て頂きたいと思えますが。

少し超えていると。基準 10 に対して 12 くらいの数値が出ております。

ダイオキシンにつきましては、11 年と 12 年に、沢の 2 で環境基準 1.1 倍。

ですから、1.1pg。

それから小端川の上流、先ほどの場所ですが、そこで環境基準の 1.9 倍、1.9 が検出されている、という状況になっておりまして、ほぼ周辺環境は今の所、基準が守られている、という状況でございます。

2 番目の不法投棄されている現場と境界地。

これは青森県の方の資料の中にも一体として、青森、岩手一体として井戸がどの位掘られているか、というものでございますが、青森県側の方は 15 本の井戸が掘られています。

東側の岩手は 11 本の井戸が掘られている、という事で、この 11 ヶ所の井戸、イー 1 とか、イー 10 というのは岩手県のイで、青森県側については、アー 1 からアー 15 まで、という事になっております。

その検査結果については、この下の方に表で示しております。

どの様に見ますかと言いますと、観測井戸、左側の欄にイー1からイー9、10、11というふうにございますし、右側の今回の検査結果。そして、これまでの状況というふうに表に書いてあります。

1番問題なのは、イー7でございます。

この部分ですね。

ここはドラム缶が218本出てきた所でございますが、この表のイー7番を見て頂きたいのですが、有害な廃油汚染が最もひどいと。

そして10項目で環境基準を超えていると。

これは新聞にも出ておりますが、ジクロロエタンが19,300倍出ている所です。

そして、1、2ジクロロエタンとテトラクロエチレンというのも非常に高濃度で出ている。

トルエン、キシレンも高いと。

その様に見て頂きまして、イー1とか2とか、この絵につきましては、青森県の資料の3ページにありますので、後でゆっくり、どの場所でこういったものが検出されているのか、というものを並べて見て頂きたいと思えます。

それから、これまでの状況につきましては、その表の右側の方に、これまではこうだったと。

やはり、廃油関係がずっと引きずって出てきていると。

これまでの調査結果では、低くなっている部分もありますし、高くなっている部分もある、という事で、まだまだ落ち着いている状態ではございません。

これから、こういった地下水の変化を見ていかなければならない、というふうに感じている所でございます。

大体、30分弱経ちましたので、このへんで岩手県の説明は一旦終わらせて頂きまして、あとご不明な点、是非お聞きになりたい、というものについては、後でご質問を受けたいと思えますし、ご意見、ご助言についても承りたいと思っております。

どうも有難うございました。

司 会

それでは次に青森県の方から説明致します。

鎌田課長

青森県の環境政策課の鎌田でございます。

うちの方は、資料が少し多いものですから、資料の確認を先にさせて頂きます。

青い資料、青森・岩手県境不法投棄に係る調査概要とその結果、A3のペーパーが1枚。
それから、ボーリング調査結果について。

これもA3で1枚。青森・岩手県境不法投棄に係る経緯と、今までの経緯を書いたもの、6
枚ページになっております。4つの資料を出しております。

それでは、まずA3の青森、岩手県境不法投棄に係る調査概要とその結果、という事で、
ここに一連の流れで、青森県が今までやってきた調査、そして今後どうするのか、という
事を書いているものを、まず先にご説明申し上げます。

まず、12年度には、実は12年度9月からこの調査を始めまして、12、13、そして14年
度6月まで、現場に入って調査をしております。

12年度は先ほど岩手県の方からも説明がございました表層のガス調査、いわゆる有機塩
素化合物のガス調査。

それからボーリング調査。

ボーリング調査で廃棄物が何処に留まっているのか、種類はどういうものがあるのか、と
いう事を調査しております。

それから、13年度は後で出て参りますが、高密度電気探査という調査をしております。
それに基づいてボーリングを7箇所やっております。

12、13年度、継続して今もやっておりますが、環境のモニタリング調査。

そういうものもずっとやっています。

そして、今までに、それじゃ何をやってきたのか、という事でございますが、いわゆる汚
染防止対策として、一つは12年度にはRDFが2,600トン、約2,600トン撤去してござ
います。

これは、青森市内の業者の方に持って行って、最終処分場に埋めたり、あるいは焼却処分
したりしております。

それから、12年度には堆肥様物を堆肥化施設に900トン移し替えております。

真ん中のこの図面で言えば、ここまで、この真ん中のあたりが一番汚いのではないかと
いう12年度の調査結果がありましたので、この辺の中の堆肥を、こちらに移し替えよう、
という事で、移し替えるために、ここに素掘りの穴があったのですが、そこにゴムシート
を敷いて、そこに整理をさせております。

そこに、13年度になってから、ここから約3トン堆肥を移し替えております。

今現在、現場の中をご覧になった方は判ると思いますが、昔はここに堆肥置場がありまし
た。

それからここには、中間処理施設として、ここで堆肥を作っております。

ここが見えていたのですが、実はこの中に雨が降ると、ここから染みて汚い汚染水が出て

きて、全部流れ出してしまう、という事で、ここに全部粘土質の土を被せました。
ここの部分と、ここの部分に土を被せております。
実はここに3万トンこっちに移し替えたのですが、今、ここは池のようになっております。
水が溜まって池のようになっております。
そういう今は状態でございます。

それでは、今ここに図面が出ておりますが、ボーリングした結果の表が、そちらの方にも
A 3 で縦型が入っていると思っておりますが、そのボーリング調査の結果、15 本の結果全てそ
こに簡単に載せております。

結論から申しますと、
ここの真ん中の丁度沢の辺り、
アー 1 番、2 番、13 番、15、それから 8 がありますが、ここでは廃棄物は見付かっており
ません。

この真ん中の丁度 9、10、それから 11、14、3、4 番、12 番、この辺で廃棄物が色々と見
付かっている、という事で、このへんに集中してます。
実は 12 年度の調査では 8 番までしかボーリングしていなかった。
13 年度に 9、10 と進めていった結果、最初はこの辺が廃棄物を捨てた所ではないか、と
思ったのですが、こちら、こちらと調べていったら、段々こっちの方にも廃棄物があるじ
ゃないか、という事が判りまして、今はもう全体的に廃棄物が、この沢を埋め尽くす様に。

又、こちら側にも、昔は沢だったと思いますが、こちらにも廃棄物が入っているのではな
いか、という事が判っております。
詳しい内容はペーパーを見て頂きたいと思っております。

今の話をもう一度繰り返しますと、
このNo.を打っている所、このラインがいわゆるダイオキシン類とか、先ほど岩手県の話に
もありました、有機塩素化合物、ベンゼン、そういうもので汚染されている状態がこの井
戸で見付かっております。

この井戸のほか、こっちの方と比較して頂きたいのですが、こっちにあって、こっちにな
いもの。
それは汚染が見付かっていないという事です。

掘ったボーリングの結果の廃棄物を分析した結果です。
廃棄物が、特に 14 番、真ん中の辺り、この丁度堰堤の中側、そっちの方がこういうもの
が全部基準をオーバーしている、というような特管物に該当するという事で、非常に有害
な廃棄物である、という事が、ここにあるという事が分かっております。

そういうものを平面的に見ればどうなのかという事ですが、大体ここでパーク堆肥様物がここにもある。

あちこちにあると。

それから RDF はこういう紫色の所にあると。

その下に焼却灰、あるいはその下に汚泥がある、という事が大体分かっております。

これが先ほど申しあげました電気探査という、こういう具合に電気を通すわけです。

こういう側線を作って、電極を地中に差して行って、そしてその非抵抗を調べて、その土の中に何があるのか。

どういうものがあるのか。

普通の土なのか、汚れた土なのか、あるいは廃棄物なのか、という事を調べた結果がこれです。

後ろの方にも、大分年月が経ちましたので、汚くなりましたが、本物（模型）をそちらに置いてありますので、後でご覧になって頂きたいと思います。

この中のこの赤い部分がいわゆる廃棄物ではないか、という事です。これは 13 年度調査で行ったわけですが、丁度今のこの位置でいけば、入口はこの辺です。

これが道路です。

県境、岩手県との県境になります。

そして、沢の辺りが丁度この辺になります。

この辺がいわゆる平原と言いますか、牧草地の所になります。

我々が、今まで見て行って、一番汚い所はこの辺だろうと思ったのですが、先ほども言いましたこの側線がここになります。

その上のこっちも相当汚い、というものが分かりまして、そのためにこういう 10 とか、11 とか、14 とか言う所を掘っていったわけです。

掘っていくと、先ほどのこれは、B 側線ですから、この側線がこういう具合になります。

これが赤い所です。丁度、ここが真ん中の所です。

堰堤がありまして、下がって行って、谷になる、というような、あそこの真ん中の道路ですが、丁度、この赤い所に本当に廃棄物があるのか、という事で、ボーリングをしております。

その時に、この茶色い所が、これは堆肥です。

この紫色が RDF です。その下が、焼却灰です。

そしてこの下に汚泥がある。

という具合に何回も色んなものを捨てていつている、という事で、こういうように層になっていつている。

従って、この赤い所、これは廃棄物がある。

こちらの方の黄色い所は、汚染水か、あるいは汚染された土壌ではないかと。
そして、あそこの堰堤の上が、丁度、土になっています。
土になっている所がこういう具合に青くなっている。
これは土壌である、ゴミではないという事が分かっております。

そういうものを、例えばAがこうです、Bがこうです。
いわゆる断面的に引っ張っていく。
そうすると、先ほど言いましたように、
バーク堆肥があり、燃えがらがあり、RDFがあり、汚泥があり、こういう具合に最初汚泥を捨てて、それから燃えがらを捨て、バークを捨てるために、ここに燃えがらと RDFで堰堤を築き、そして土を被せて、そこに穴を作って、ダムみたいにして、そこにバーク堆肥を埋めていったのではないだろうか。
という事がこれで想像できると思います。

実は、これは現場から環境へ水が流れていくルートを歩いて、これで探した所ですが、実はこの薄い青色は、これは皆さんご存じのように、ラグーンの方に入っていく水です。
自然の水と一緒に汚い水も入っていく所もあります。
こういうような状態が、この汚い水がある所からこういう具合に流れていっている、いわゆる現場からは、60m下がっているラグーンの方に落ちていっている、という事が分かるかと思えます。

この水は、今汚い水が流れていって、ラグーンの中で、ラグーンというのは、沈殿槽みたいな役目をしているのです。
入って行って、汚いものは下に沈み、そして上澄みだけが流れていくようにしてありますが、そういう場合も処理能力があるうちは良いのですが、この処理能力がなくなった場合に、今度はその汚い水がラグーン的能力以上になった場合には、全部外に流れ出る可能性があるのです。

そういう事を我々が心配して、出来るだけ早くこの汚染水が外に出ないように食い止める必要があるのではないか、という事で今考えております。

それを断面的に見ればボーリング調査の結果、この一番下のピンクの所は岩盤になっていて、後でも説明しますが、水が非常に通し難い岩になっております。
そうすると、廃棄物から出た汚染水は、その間を流れていきます。
現場を見れば皆さん分かると思いますが、こういう台形になっていて、台形になっていて青森側、そして岩手側という事になっておりますので、一番高い所からの水は必ずこの間を流れて、あるいは表流水の上を流れて下に流れます。

流れるという事は、ラグーンを流れてずっと、ラグーンを通れないのですが、通れないものはあちこちに拡散してしまう可能性があるかと。

それを止めるためにどうすれば良いのか、という事で、昨年度から我々が提案しているのが、この遮水壁を、この岩まで打ち込んで、そして、この所に水を全部集める。汚い水を全部集めて、そしてこの水を全部パイプで持って行って、外に触れない様にして持っていく。
そして水処理施設で処理して、綺麗にして流すという方法はどうかと考えているわけです。

実は、色んな話がありまして、何故そういう事を急ぐのかと。
まず撤去じゃないか、という話もございました。ところが、先ほど一番最初に話しました、ここの3万トンをこっちに移したわけですが、この部分を移し替えたのが13年4月から8月まで。
その時に、こっちに出ている一つの指標として、ダイオキシンの濃度を調べてみた所、いわゆる、普段はこういう濃度であったのが、移し替えて、いわゆる掻き回したのです。掻き混ぜた事によって、この濃度がどっと上がってしまったと。

という事は何を意味をするかというのと、
その中のものは掻き混ぜることによって、汚い水がどんどん外に出ていってしまった、という事が証明されておりますので、我々としては、出来るだけ早く、ここに遮水壁を作ってから、中の、汚染廃棄物、いわゆる高濃度廃棄物、危険な廃棄物を撤去するなり、あるいは浄化作業をするなり、そういう事をしていくべきであると。ですから、この囲い込みをやる事によって、全てだと。これで終わりだと。いう事では絶対ございません。前から申し上げているように、ここに遮水壁を作った後に作業をしなければ、こういう具合に、色んなものが外に出てしまう、という事です。

従って、我々が言っているのは、証明出来るのは、このグラフでございますので、やった後にそういう作業をしていこう、という具合に考えております。

幾ら撤去をやり始めましても、環境汚染をしてしまえば、後はなかなか回復というのは、時間もかかる。あるいはお金もかかります。
従って、そういう事をしないで、必ず汚染を防止しながら、色んな作業をしていく、というのが、これは原状回復の鉄則でございますので、そういう作業を進めていきたい、という具合に考えております。

これが、先ほど環境のモニタリング調査の結果でございますが、いわゆる岩手県の方も調べている、青森県も調べている。
その結果として、水は殆どが小端川に流れ込むなり、馬淵川に流れ込んでおります。

今の所、環境への影響というものは、このポイントで調べている結果では出てきておりませんので、早くこの汚染水を食い止めていかなければならない、という具合に考えております。

ところが、こういう事を何度も言っているのですが、風評被害というものが出てしまっております。従って、我々も非常に危惧しているのですが、いわゆる今まで風評被害で出たものに、お米、それからニンニク、最近では玉子、という具合に出ておりますが、その都度、これらの物を測って、ダイオキシン類、あるいは色んなものを測って、そうではない、汚染をされていない、という事を証明してきております。

環境中にも出ていないし、その物にも出ていないという事を証明しておりますが、又、今、玉子とそこの玉子を出している人の水、それから餌、そのダイオキシン類の調査も今やっている所です。

多分、出てこないものが、風評被害というものは非常に食い止めることが難しい。従って、我々今、農林部の方とも連携しながら、どうやったら、どういう対応をしていったら良いのか。どういふ具合にしていったら風評被害を食い止めることが出来るのか。という事を今まで色々やってきて、勉強しております。ですから、農家の方々もそういう事に負けないで、是非頑張ってくださいと思います。

又、この風評被害というものは、調査結果の出し方にあると思います。従って、その調査の結果をマスコミの方々に十分理解してもらいながら、それを報道してもらう、という事が大事ではないかと。特に、我々が心配しているのは、農林部も中に入れたというのは、田子町の問題だけではないわけです。田子町の産物、だけでも、それは青森産なのです。要するに何をやりました、ほうれん草とか、カイワレの話がありましたが、あれも埼玉産、という事になっているわけです。いわゆる所沢のものではない、埼玉になっているのです。

ですから、田子のものであっても、青森になるわけです。これは青森全体の問題に発展する可能性がありますので、出来るだけ早くそういうものを証明していく。その証明するためにも、早く対策を講じて、安心、安全ですよ、という事を全国に示していきたいという具合に考えております。

これが最終的にこういう具合に遮水壁を作って、そしてこういう具合にしていきたい、という具合に考えておりますが、その他に、今度はA3の方に戻りますが、真ん中の方に、専門家の提言内容とございます。

専門家の方々からも、やはり早く遮水壁を作って、という事を言われておりますのが、これはあくまでも、今後の岩手県の調査、あるいは合同検討委員会での提言を待ちながら、

出来るだけ早い時期に、という事で時期を判断していきたいと考えております。

色んな提言がございまして、その中に水処理施設をここに作る場合、今のラグーンの所に作ろうと思っております。

そのラグーンの地質が果たして水処理施設に、建物を作るのに地質的に大丈夫なのかどうか。

今調査をした結果、概ね大丈夫だと。

作り方によってはそこで水をここに集めて、持ってきて、一番近いところで処理するというような方法が可能であるということが分かりました。

もう一つ問題なのは、囲い込んだ後、囲い込むのはいいんだけども、その下の岩の方が果たして、岩の方がスカスカになっていないか。いわゆる前の 13 年度の調査の結果で、そこに小さな地すべりがあるのではないだろうかということが指摘されております。

そして、小さな地すべりがあれば、そこから水が透っていくのではないだろうか。汚い水が地下の方に流れていくのではないかとということで調査をしました。

これが H と I の側線なんですけれども、専門的な図面で申し訳ないんですけれども、こういう斜めのボーリングを掘ったり、真っ直ぐなボーリングを掘ったりして、この 2ヶ所、そういうらしきところがありました。

ところが、その岩面の透水性評価というのがあるんですけども、水を透しにくい透しやすいかということでやってみたら、透しにくい、いわゆるほとんど透さないという状態であるということが分かりました。

ですから、はっきり言って、専門家に言わせるとダムを作ってもいいぐらいの、水を透さない、いわゆる難透水性の岩盤であるということが分かりましたので、これから安心して囲い込みをしていきたいという具合に考えております。

もう一つの指摘として、いわゆる高濃度のダイオキシン類が、実はこの 12 番、ここで平成 13 年度の調査で 4700 p g というものが出ました。

じゃあその 4700 p g というダイオキシン類がどのくらいの広がりかということで、4ヶ所ボーリング調査をしたわけなんですけれども、結果的にはそんなに多くはないだろうと思っておりますが、No.3 と No.4、こちらの北側の方ですけども、北側の方がトータル的に高いということで、これを今度深度によってどのくらいの濃度のダイオキシンがあるのかということで、今再調査しております。

その結果が出るのはもう少し 1ヶ月か2ヶ月くらいかかると思います。

ただもう一つ問題なのが、1番のいわゆる鉛、それから砒素が出ております。

ですから、この1番のところ、それから12番のところ、それから3番・4番の深さのどの辺かを撤去していかなければならないのではないかとこの具合に考えておりますし、その他にこちらの方でも11番とか14番で高い値が出ているところもあります。1000 p g から 2000 p g 出ているところもあります。そういうところは当然撤去してきれいにしていかななくてはならないという具合に考えております。

その他に、こういう高密度、あるいはボーリング調査、そういうことで分かっているところは、大体先ほどの横の図面、こういう所で廃棄物があるということが分かっておりますので、どのくらいの量が汚染されているのかということこれから推定して行って、どのくらいの物を撤去していけばいいのかという具合に推計しながら、それも合同検討委員会の専門の先生方の意見を聞きながらどこまで撤去すればいいのかという具合な指導を受けてやっていきたいと考えております。

現在4月から6月までのこういう調査が終わりました。終わった後、これを現在まとめております。まとめた結果は、今度は囲い込みのための基本計画というものを作ります。それで大体の事業費、囲い込みと水処理施設を作るための事業費が出てくるのではないかと。いろんな額がマスコミ関係で出ておりますが、まだまだあれは単なる調査の一環として、プロセスによる推理でございますので、これからある程度の正確な概算が出てくるのではないかとこの具合に考えております。

それから、先週の台風で、実は今日我々も行ってまいりましたけれども、現場の中の、いわゆるここに管理型最終処分場というものがあります。

ここには水しか入ってないですけれども、この道路側の法面のところが崩落しております。これを15日の夜に役場の方で復旧工事をやっていただきました。今はもう大体安全だと思います。

あと他に無いかということいろいろ調査し、いろいろその前にも調査してまいりました。その結果、この堰堤の写真は小屋の方から見てます。

それからこれは逆の方から見てます。

その上にこういうクラックが出来ている。

いわゆる割れひびが入っている。

これが水がどんどんどんどん増えていったりなんかすると、これが崩落してしまうのではないかと。

この水が外に出てしまえば大変なことになります。

従いまして、緊急の緊急対策として我々が考えているのは、今この堰堤の補強をすぐやらなければならないだろうと。

今回みたいな大雨が来たり、今後秋雨が来たり、あるいは雪解け水が大量に出たり、そういうことをすれば当然のようにここに圧がかかって非常に危険であると。

水が出てしまう可能性があります。従いまして、8月の中旬までには、この木でもってこういう具合に堰堤を押さえる補強対策をしていきたいという具合に考えております。

これは他所の例なんですけれども、ここにコンクリートで中に物を作るということは非常に難しい。それに囲い込んでどうのこうのするわけですから、今緊急の緊急対策としては、これは多分地元にいっぱいあるんじゃないかと思えますけれども、間伐材を使って何か出来ないだろうかということで、今いろいろと検討している最中です。

相当これは安く出来るし、すぐに出来る工事でございますので、この堰堤の補強工事というものをすぐにやっていきたいという具合に考えております。

それから水が相当溜まったということで、こっちの方に溜まっているということで、皆さんからも十分お叱りを受けましたけれども、今のところまだ大丈夫でございます。こういう工事をやることによって補強していきたいという具合に考えております。

もし何か現場の中でお分りの事がありましたら、役場でも県の方でも結構ですので、すぐに連絡をいただきたいと思えます。

以上です。

福永次長

それでは私の方から若干説明させていただきたいと思えます。

皆様のお手元にA3の6ページまでの綴りの資料をお渡ししております。

「青森・岩手県境不法投棄に係る経緯等」ということで、平成14年6月30日現在の資料でございます。

これは、青森県としましては、これまでこの不法投棄につきましては、まず現場の状況・実態を把握して、その全容を解明して、それについて汚染の拡散をどういうふうに防止するかということを最優先にいろいろ進めてまいりました。

そういう調査をしている経緯の中で、どうも想像していた以上に大量の廃棄物が不法に投棄されているというようなことが分かってまいりまして、一体この業者について許可をしている青森県は、一体これまでどうしていたのか、何をやってたのというような声も、いろいろな報道等が出てきているということは我々も承知はしておりました。

でもなかなか皆さんの方にこれまでの経緯等について説明する機会を持つことができな

ったということで、今日は岩手県の二戸市、それから田子町の皆さん合同の説明会ということで、この機会に現時点でこれまでの経緯について整理したものを皆さんにそのままお示しして、若干その概要についてご説明させていただきたいということでございます。

まず不法投棄というのが発覚するケースというものにつきましては、やはり地域の住民の方からのいろんな情報提供というのがきっかけになるケースが大半でございます。そういう意味から、例えばこの資料の1ページのところ、一番左側が事業者の動き。その次が地元の動き、県の動き、国の動きということで整理されております。

地元の動きのところで見いただきますと、左から2列目ですが、62年4月16日、住民から調査依頼があるということで、それに対しては同日、右の欄を見ていただければ分かりますように、三戸の保健所現地調査というようなことで即日対応しております。

また、めくっていただきまして2ページ目、元年の5月23日、地元の動きとして住民2人から苦情有りというようなことで、それに対してはすぐ県の方で5月23日、同日に立入調査を実施。これが千葉市からのゴミという問題の発見の経緯になるというようなこともございます。

それからまたちょっとめくっていただきまして、3ページのところの地元の動きなんですけど、平成7年3月20日に情報がございました。これもまた同日保健所が立入調査をしている。こういうような経緯がございます。

またその次のページをめくっていただきたいんですが、4ページ目、平成7年9月21日、住民の方からの電話情報ということで、次の翌日に保健所が立入調査をしました。これが岩手県側で2ヶ所の穴に燃えがらを不法投棄をしている現場を確認ということで、不法投棄を最初に確認したものでございます。これにつきましていろいろ岩手県さんの方にも連絡しながら合同で調査した結果、平成8年11月ということで、5ページのところの一番下に、県の動きのところの欄の一番下にございますが、平成8年11月5日に青森県は事業の全部停止30日間、岩手県は事業の全部停止20日間、こういう処分に至っていると、こういうような状況もございます。

こういうことでございまして、この業者につきましては処分後も要注意業者ということで、6ページを見ていただければ分かりますように、一番上のところに県の動きということで8年11月11日からその年内ずっと早朝の監視5回とか、夜間監視7回とか、定期監視24回とか、かなりの監視などをやっているという状況もございます。

この資料の中にはそういうことが現在分かる範囲で整理してありますので後ほどご覧いただきたいんですが、その中で、最初に申しましたように本件に至る状況の中で、青森県が許可業者に対して何をやっていたのといろいろ言われておりますが、結局、ただ今資料でご説明させていただきましてのように、情報があればその都度現場に立入調査などいたして

おります。

そして結果的に平成7年に不法投棄を発見したということがございます。例えば6ページ、先ほど話しましたように何回も監視などを行っております。

それに対して、5ページのところをちょっとご覧いただきたいんですが、一番上のところに、8年6月6日、本庁と三戸保健所と一緒に立入調査をしています。

その際に会社側の方から、土地所有者との賃貸契約を解消したということで、会社とは関係の無い土地になっているということで、施設、事業所として許可した施設以外の場所に立入は所有者の許可がないと立入を認めないというようなことがございまして、事業場として許可したところ以外の立入ができなかったというような状況もございます。

結局不法投棄ということで処分を受けて、その後はかなり夜間監視、早朝監視をしてございますが、夜間に運び込んで、そして直ちに覆土をしている。

夜間トラックが行ったのは分かっているが、すぐ早朝に行ってみても、その場所はまだ土を被せてしまって不法投棄している物が確認できないというような状況もございまして、要するにいろんな状況が重なってこれまで不法投棄の実態が確認できなかったというようなことがございました。

その他に言われていること、先ほどもご説明しましたように、平成8年11月5日に行政処分を行っています。青森県は30日間の行政処分事業停止、岩手県では20日間の事業停止、それを同日に行っておりますけれども、その時に事業停止でなくて、どうして取消をしなかったのかというようなことも言われております。ただ、この処分につきましては国の方といろいろ協議をして、こういう不法投棄の状況だったということを国の方にも十分説明して、国の方の意見も十分聞きながら国と協議をした上でこの不法投棄については業務を停止30日、あるいは20日というのが適切だという結果になっているということがございます。そのようなことで、この経緯につきまして簡単に説明いたしました。

住民 A

経過とかということよりも、ダイオキシンについてあなたの知識をお聞かせ願えませんか。今お話している方で結構です。

福永次長

ダイオキシンについての知識と、ご質問の主旨は

住民 A

それでは質問の角度を変えますが、ダイオキシンって毒ですよ。

福永次長

はい。

住 民 A

そうすると、地下鉄サリン事件であったサリンも毒ですよ。
どっちが強いですか。

司 会

申し訳ございません。

以上で両県の説明が終わりましたので、この後、これから皆さんから今の説明に対するご質問・ご意見、またこれまでのいろいろな経緯に対する疑問点とかご意見をお受けしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

住 民 B

昨日、私ごとで大変恐縮ですが、田子町で議員をやっている B です。

昨日県に陳情いたしました。

それで、先ほど課長さんと部長さんからいろんな意見を貰いました。

そこで部長さんのこの説明について、平成に最終処分場を県で許可しましたね。

許可しましたよ。

何をしてもいい、何をやってもいいと許可を出すんですね。

行政側した場合、許可した以上は行政マンとして撤去するのが当然ではないですか。

先ほど部長さんの説明は、私は言い逃れだと思います。

細かいのを私は持っていますよ。

まだですよ。

それをどうのこうの、ああのこうのと言ったって、それは役人が言う言葉なんですよ。

私たちは政治家ですから。

県議は町民を守る、町民のために尽くすということで公約を訴えて当選しています。

役人と違うんですよ。

課長さんだって何回も来ました。

知事も来ました。

県会議員も来ました。

国会議員も来ました。

昨日 C 議員が言いました、何か土産を出しましたか。

土産とは失礼ですが、結論を出していないんですよ。

毎日田舎で生活している私たちが不安で不安でならないですよ。

・・・ですよ。

何をやってもダメ。

課長さん、昨日のC議員が言ったことに対して、答弁になっていませんよ。

分かりますか。

話はちょっとずれましたか、また次長さんも出てきますが、何をやりますかにをやりますと、土地は個人のものでしょうか。

個人の所有でしょ。

個人の所有に県独自、国で代執行をかけないうちは工事を出来ないと思はう。

間違っていれば謝ります。

こんな言い逃れのことは言たって、私は納得しません。

町民代表です。

だったら、いつこれを工事しますか。

明解にして下さいよ。

それは代執行をかけた場合何日で出来ますか。

住民、県民のために県があるんですか。

そんな簡単な問題ではないですよ。

こういう中で生きている者は、いろんな・・・ますよ。

農産物は安い。

風評被害があります。

そんなあなたみたいな司会で、私は失格されませんよ。

それが役人なんですよ。

次長さん、さっき言ったようなこの後の、県が許可をやったら、許可を出したら、3ヶ月に一遍なり、2ヶ月に一遍なり、来てこれを見るのが当然じゃないですか。

それをやればそんなことは無かったんですよ。

課長さん、これでいいですか。許可をすれば何を投げてもいい。

今になって・・・多少知っているということですよと、行政。

私は商人です。

我慢できなくて政治家になりました。

役場の職員もそうですよ。

県の職員はそれでいいんですか。

担当が変われば、あの課に行きなさい、この課に行きなさい。

そんなのは今の時代に通用しませんよ、と私は思います。

次長、さっき言ったように、町民から出た声を聞いたからこうなりました。

その前にやるのが行政の、役人の仕事ではないですか。

読み上げますか。

平成2年、平成7年、有害物質を含まない物を許可します。

こういう許可をした場合、それ以外の物を捨てているか捨てていないかを見るのが役人の仕事ではないですか。

許可をやったら、それをちゃんとやっているやっていないというのが役人の仕事じゃないですか、と私は思うんです。

私は今まで我慢して、いろんな面で話をしてきましたが、私はそう思いますよ。
そう思いますよ。
村民はどう思っているか分かりませんよ。

これは過去のことです。
これからのことですが、先ほど言ったように、課長さん、これから工事する場合、こうやります、そうやりますと言いましたね。
これを源新さんの土地を県で出来ますか。
私は代執行をかけないとできないと思う。
それをかけた場合時間がかかるんでしょう。
個人の土地でやるわけでしょう。
最低で何ヶ月かかりますか。
これで終わります。

鎌田課長

それでは今のお話なんですけれども、
やはり大きな工事をする場合、囲い込みをやる場合には、代執行をする場合というのがあります。

囲い込みをする場合には我々も代執行というものを考えております。

ただ、代執行をするまで、言われた通りに時間がかかります。
今代執行令とか、あるいは措置命令をかけ直すとか、いろんなことがあります。

それで設計も伴わなければいけないし、こういうことをやりなさいと。
それで今出しているのが、全量撤去の措置命令であって、こういう具合に囲い込みをやるというのも措置命令をかけ直さなければいけない。
時間がかかります。

ということで、それは代執行をするための手続きは相当かかると思います。
その前に危険な所をこういう具合に直したり、
あるいはこういう補強工事をするということは、個人、今清算人である社長に了解をいただきました。
個人の土地ですから、あるいは個人の会社のものですから、そういう清算人に対して了解を取って工事に入るという手続きを取っております。

住 民 B

それで県の方も・・・こういう場合の・・・町民が私のところにも不安で来ています。
それで、県とすれば今後どのくらいの期間で工事をする予定ですか。

鎌田課長

とりあえず緊急の緊急ってやつは8月の中旬までに終わりたいという具合に考えています。

代執行の方をかけるとすれば、囲い込みの方になれば、これはさっき言いましたように合同検討委員会の意見を伺って、これでよしということになれば出来るだけ早く手続に入るということをしてほしいということです。

住 民 B

それで、今後のことですが、
一日も早いうちにそれを実行してもらいたいということで、私が今言ったんです。
よろしいですね。
次長さん、いいでしょう。

福永次長

はい。

司 会

はい、どうぞ。

住 民 C

田子のCです。

工事の関係で今言いましたけれども、今まで何度の説明会を開催していますか。

今まで何回やっていますか。

鎌田課長

説明会 3 回、現地視察は 1 回。

住 民 C

さっきの説明会の中でこれはまずいなというのは、汚いから外へ、水が汚くなった。

汚い理由は何ですか。

ゴミにきれいなゴミはありませんよね。

汚いのは当然です。

でもやっぱり、農家に対しても、汚いのはどういう、ダイオキシンがどこに入っているのか。

あなたは説明をしにきたのではないか。そうであればやはり汚いのも、何々が理由で汚いからこうなんだと。汚いって言ったって、今工事をやるにも、この水が流れれば危ないよと。何が危ないのか。この辺なんだよ。流れてもいいのであれば、やっぱり大変だってあなたが今言ったら、その説明で。堰堤を越えて流れれば大変だよと。これ一つ。

それともう一つは、汚い、汚いから、そこは堆肥を取ったところだな、汚いと言ったのは。だから浸透水で、このマットを引いてそこにやったんだと。

それに水が溜まっていますよ。

この水はどこへ浸透しますか。

この水に何が入っていますか。

やっぱり我々はそういう水を無くすためにも県・国に対して、けあげ・・・通り、やっぱりその水がどこに浸透するか。

皆・・・いばれないけれども、県のその言い分を聞けば浸透しないと。

それはそうですよ。

それともう一つ。

掘らない場合はデータはこうだと。

だけれども掘ってみたらデータはあがると。

その上がった水、それが溜まり水に溜まっているのも問題。

そういう水を機械を使っても、また水路を通して、

早く浸透しないようにやっぱり流して、その水をどのような方法があれば、あなたが今図面に書いた、やっぱり浄化槽なり、そういう綺麗な水にして流して、安心した田子町、また田子町だけではありませんよ、八戸にも行きますよ。

その説明が不足だと。

汚いのがどういう理由で汚いのか。

ダイオキシンがどうなっているのか。

また雨水の堤防を張った水が流れれば大変だと。

何があって大変なのか。

ここをちゃんとそこだけ濃度が高くなる場所があるかと。

・・・それがもし水になって流れた場合、危ないのが心配だから・・・しますよ。

だから、そのこれが危ない理由、また汚い理由は何か。
何故汚いのか。答弁願います。

福永次長

私の方から、ちょっと先ほどのB議員の方からお話がありました施設の許可をして何をやっていただいたということ、ちょっとお話ししたんですけども、現在我々がこれまでどういうふうにしてきたかということ調べて整理した事実を皆さんにそのままお知らせしたというのが本心でございます。

そこを理解していただきたいというふうに思います。

おっしゃることは分かります。

こういう経過があったということについて、それを残念に思っておりますし、もう100%この時に対応してきたとか、そういうことを言っているわけではございません。

ただこれまでどういうふうに来てきたかという、我々の方で現在のところで調べた範囲内のものをそのままお知らせしたということでございますので、そこをご理解いただきたいと思っております。

住 民 B

田子のBです。さっき私に言ったから。

住 民 C

何で終わったのをまた切り返しやるの。

住 民 B

私がさっき言ったことは全く受けたのに、あなたがそう言ったから私は反論します。

これは理解しますよ。

理解するけれども、私が言いたいことは、行政マンとして、行政として許可をする、許可をした。だったら月に1回なり半年に1回なり、現場を見て、このようなことがないようなことをやるのが行政の仕事だろうというのを私は言いたかったんですよ。そういうことではないんですか。その通りではないかと決め付けるのはおかしいんですが、それがあったから過去のことを私は言ったのであって、過去のことは言いたくありませんが、だからこれ以上のことになったと思います。許可をすればどうでもいい。こういう言葉で。許可をいたらしっかりした許可をしたものを、それを上げないで、ちゃんとしたものを投げていますかと言えるのが行政ではないですかということを私は言ったけど、理解できませんか。

住 民 D

県のお役人さんを助けるわけではないんですけど、ちょっと趣旨が違うと思います。その辺をちょっと踏まえて、やっぱり議員さんですから確認してもらいたい。

住 民 B

今後、これからダイオキシンとか、今後漏れないように県の方に要望します。

鎌田課長

中に汚いが入っているのが、ジクロロメタンというクリーニング屋で使う、テトラクロロエチレンというドライクリーニングで使う薬があります。

あれが分解したものとか、それから 1,2-ジクロロエタンとか、ベンゼン、そういうものが基準を超えているわけなんです。

その水が。ですから汚いと言った。そういう汚い水が出てきてしまえば、こっちに全部出たしまえば大変だから、汚れてしまえばそれを回復させるのに非常に時間と金がかかる。回復できるかどうか分からない。

それで止めてしましましょうということをお話しているわけです。

住 民 C

理解できないわけではないけども、もっと地元というのは百姓、そういう方ですから、その辺のあたり、これは汚いと言ったのはこういう理由なんだよ、この汚いものの中身を教えてくださいと、今聞いていてそう思ったのです。

鎌田課長

はい、分かりました。

住 民 A

私の方から言わせていただきますが、最初の岩手県の説明では 100 p g のダイオキシンがあったと。除去することによって 0.01 p g にまで減ったと。全量撤去を前提にしていたからそういうふうになったということですので、そういうやり方でいいと思うんです。

問題は、青森県に 4,700 p g のダイオキシンが発見されていると。

それが地中拡散をしていると。

このことはどんなことなのかということをお伺いしなかったのですが、私の方から言います。1 g のサリンと 1 g のダイオキシンとは殺す人数が違います。

1 g のサリン、私が調べた結果では 500 人殺すそうです。
1 g のダイオキシンは 17,000 人殺せるそうです。
とてもじゃないけど毒素濃度がまるっきり違います。
1 p g を超えると環境基準を超えるはずですが、そうですね。
それが 4,700 p g も発見されている。
このことが問題です。

要するに、ダイオキシンとは何を起こすのかと言うと、皆さんも覚えていると思います、ベトナムの枯葉作戦で使われました。従いまして、ベトちゃんとかドクちゃん、ああいうふうな奇形児が生まれてきます。

このダイオキシンが地中から今日検出されたわけではなくて、もうすでに何年も経っているはずですよ。そうしますと、ダイオキシンが当然人体に影響を起している可能性がある。よろしいでしょうか。国の指針、ダイオキシン対策の方針では、厚生省が人体に対するダイオキシンの影響、あるいは農林省は環境、つまり魚だとか植物に対するダイオキシンの影響を調べなければならぬと規定しておるんです。国のダイオキシン対策基本指針です。

それからもう一つ。

ダイオキシン対策特別措置法、この中にはダイオキシンがもし発生された場合は、常設監視ということ義務付けられております。

岩手県は常に常設監視しているような先ほどの発表でした。

それから、ダイオキシンが発生した場合は、これはいわゆる水道局とか保健所とかの範囲ではなく、総理府が統括をしていくというふうに書かれております。
それほど恐ろしい毒性の物です。

先ほど来説明を聞いておられますと、このダイオキシンに対して除去、あるいは全量撤去ということではなくて、未だに 4,700 p g が地中に、あるいは水中に、地下水に拡散しているということです。

これを放置しておいたならば、すでにこれまで放置しておきましたので、お母さんの母体にも吸収されている可能性があるのではないですか。

奇形児が生まれる可能性があるのではないですか。

その調査をいかなさされていますか。

国のダイオキシン対策の指針には調査をしなければならないと書いてあります。

いかがでしょう。

申し遅れましたが、私は岩手県軽米からやってきましたAといいます。

鎌田課長

お答え申し上げます。

今の 4,700 p g という数値は、あくまでも廃棄物の焼却灰の中から出てきた、溶出されたデータでございます、それがそのまま環境中に出ているかということでございますけれども、それは出ていないということ为先ほどの説明の中で申し上げたつもりでございます。

従って、母体とか、あるいは環境中のその他の母乳、あるいは髪の毛、いろんなことをやらなければならない事態はございますけれども、まだその時点には至っていないというふうに考えております。

住 民 A

その人体や環境や生物まで汚染の被害が無いとする根拠を述べていただきたいです。どこでどういう調査をされましたか。

鎌田課長

この図面で、ここで大体 12 ポイントですけれども、4,700 p g の廃棄物が見つかったということですね。

そこから出ている水、そういうものがこういう上に流れているのではないだろうか。そしてこの A のところのダイオキシンの濃度というのが、最近の 13 年度のデータですけれども、最大で 4.9pg、それで最小で 0.0001pg というようなデータ、年 4 回のモニタリングをやっており、そういうデータが出ております。

そういうことで、またこちらの N の方というカラグーンの方もほとんど出ていないというデータが出ておりますので、そういう結論を我々の方で導いています。

住 民 A

生体検出検査していないということですか。

鎌田課長

環境中に出ていませんので、今のところまだ生体のところまでいっておりません。

住 民 A

いわゆる下流域の人達がダイオキシンの危険にさらされてこれまで来たということ、このことは私は事実だと思いますし、現在撤去されてなければ、今後環境、いわゆる下流域の

人達の環境はダイオキシンに汚染される可能性があるということです。
そうですね。

鎌田課長

危険性があるから、先ほどからここを早く止めてしまいましょうということなんです。

住 民 A

環境問題というのは、環境汚染ということですので、環境汚染というのは人体に対する影響、悪影響ということを真っ先に考えなければならないわけです。
そのことをさっぱり説明をしていないし、取り上げてないと思うんですが、いかがですか。

鎌田課長

人体に対する影響というのは、やはり何かがあって、その例えば水とか、あるいは農作物とか、そういうものを摂取した場合に経口から入って来るんですね。
そういうことによって人体への影響というのが出てくると思うんです。

まだそのところでは、この水がどうのこうのというのまではっきり分かりませんが、溜まっていると、まだ場外には出ていないということで、データが示しておりますので、人体への影響というものは考えなくてよろしいと考えております。

住 民 A

そこから水が流れ出ていないという側面としてはいささか疑問をもちます。
が、しかし、いずれにせよそういった生態系、いわゆる人間の健康を害する高い濃度のダイオキシンがそこに明らかにあるということは、早急に撤去しなければならないと思いますが、いかがですか。

鎌田課長

それは先ほどから、ここの部分の撤去を対象にしております。
ただ撤去するためにここをかき混ぜることによってその濃度、今言われたような高濃度のものが場外に出たらダメだと。だから先に囲い込みをさせてくださいということをやっているんです。

それをやってから撤去しようと言っているだけです。

住 民 E

岩手、隣のいわゆる下流域に住んでいるEというものです。

いずれ下流と言いましても、私は田子のほうにも土地もありますし、またその現場近くにもありますし、それは非常に大変なんです。

岩手県の場合、元に戻すと、撤去をするということが前提で出来れば2年か3年後に元通りになるというふうに言われましたけども、青森県側は埋設量は分かっているんですけども、その最終年度でいつ撤去になるのかという説明がないです。

いつ撤去になるのかということの説明いただきたい。

ちょっといっぱい聞きたい人がありますので、まとめて質問しますので。

源新さんの社長さんがやったということなんですけれども、田子町の人なんです。

県の人いろいろ攻められていますけども、私は田子町にも責任はあると思います。

計画を出すにしても、町長が承諾したとか何とか処分をしています。

それは当然議会でも話された中身だったと思っています。

要するに、そういった過去の人をほじくる必要はないわけで、これは・・・でお願いします。

この原因者の源新さんは今どこにいるのか。

どういった思いを持っているのかというのを、皆さん会っているようですのでお願いします。

それから、この土地の管理者は岩手県分は誰が管理していますか。

原因者が管理すれば、さっきもあったけども、土地の所有は三栄化学さんなんです。

管理は誰なのか。そういうことも教えて下さい。

それから、青森県は非常に、私も県境に住んでいるんですけども、環境基準が岩手県と違うということを聞いています。

また、三戸町大下地区にも最終処分場 60 h a の計画があって、地区住民の同意を取り付けることということで県は許可したということを聞いています。

許可しているんですけども、同じ轍を踏まないかということの危惧もあります。

その対応はどうなっているのか。

いずれこの田子町の教訓が生かされなければならないし、1年に一回しかみていないということではないと思いますけれども、いずれその方はどうなっているかということを教えて下さい。

それからさっきドラム缶二百何本とかというのが出たんですけども、廃油、廃油っていうよりしょうがないんですよ。

これ処分しちゃったりしたいんですけども、この廃油の中身は何だったんですか。

いずれ、どういった事業者から出た廃油だったのかなということを教えて下さい。

司 会

廃油の問題の方は岩手県のほうです。

まず青森県の方からお答えします。

鎌田課長

まず撤去のお話ですけれども、措置命令をやって代執行になる可能性が強いと思いますけれども、それはやはりどのくらいの量があって、どのくらいの金がかかるかということをして全てはじき出さないといけないと思います。

またどのくらいの物まで、全量を撤去するのがいいのか、あるいは半分でいいのか、どの程度有害なものだけ撤去すればいいのか、そういうものを合同委員会の方で決めていただいて、そして我々の方でその話を岩手県と相談して撤去すると。

ですからここでは時期的なものはちょっと明言できません。

住 民 B

岩手県はできて、青森県は何故できないのか。

鎌田課長

量的なものと、それからどこまで撤去すればいいのか、有害な廃棄物がどのくらいあるのかというのがまだちょっと計算してないものですから。そうすると何年かかるかというのが分からないわけです。

それと持っていくところ。

持って行き場所、処理する場所、そういうところが分かりませんので、ちょっとここではお答えできないということです。

それから源新さんの思いですけれども、前社長がお亡くなりになった時に、その後弟が今社長をやっているわけですね。

そして今はまた清算人になっています。

その人の話を聞くと、遺言で全ての財産を投げ打ってもいいから後片付けをして欲しいということを言われているので、出来るだけのことはしたいという話はしていました。

それは事実です。

それから大下地区の山一クリーンの最終処分場のことについてですが、これはあくまでも

許可をして、今建設中でございます。

当時の最終処分場というのは届け出制で、許可制ではなかったです。処理施設に対しては許可制でした。従って、法律の内容も変わっているし、最終処分場の基準も、構造基準、維持管理基準、相当厳しくなっています。

それによって我々の法に則った形での、いわゆる監視指導というものはこれを糧に、こういうことが無いように指導していくつもりでございます。

築田課長

最初に、岩手県分の土地の管理というお話がございましたけれども、場所は源新信重さんの私有地ということになってまして、現在相続されていないということで、おそらく法定相続人という方はおありだと思いますけれども、その辺がどういうふうになっているのか。その状況を把握しておりません。

それからドラム缶 218 本出ておりますが、これは先ほど廃油というふうに申しあげておりますが、A 3 のうちの資料の 3 枚目、下の方の表イの 7 でございますけれども、ここに特に汚染濃度の高いジクロロメタン、それから 1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレンというふうに書いてありますが、これ以外に次のページを見ていただきたいんですが、このジクロロメタン、クロロエチレン、ジクロロエタン、エチルベンゼンもあります。こういった多種多様の廃油でございまして、ドラム缶の中に残っていた部分もありますし、それからほとんど土壌の中にこぼれるというか、まかっている、そういうことがあって、ドラム缶に残っている部分だけを取り上げて、検体を採取して検査しておりますけれども、こういった廃油です。4 本はちょっと分かりません。

事業所については、廃油は今首都圏、東京都をはじめ、周辺首都圏ですね、ここからマニフェストで、埼玉の縣南衛生というところがあるんですけども、そこに委託されていた事業所を今追及と言いますか、調査しております。

いろんな事業所がございまして。

ただし、そのものが果たしてそこに来ていたのかどうかというのは、マニフェストを追求していかないと分からないものですから、まだ特定はされてございません。

マニフェストというのは、ちょっと難しい言葉を使ってしまったんですが、物と伝票と一緒に動くような形になっていまして、それによってどこの排出事業者がどこにどれだけ何を委託したか、どうしたかというのは、追求できるような管理票というのをマニフェストといいます。

住 民 E

私が聞いたかったのは、工業用の廃油だったのか、スタンドの廃油だったのか、あるいは厨房なんかの廃油、そういったことを聞いたかったわけです。

それから、さっきもちょっと出ましたけれども、いずれ岩手県・青森県一体となって撤去に取り組んでいくでしょう。

岩手県は2年、ないし3年で撤去できるという目途にされています。

何で青森県はそういったことが出来ないのか。

おたくさんの方は理屈にしか過ぎないですよ。

埋設量ははっきり分かっている。

大体見えるのでも分かっているの、その撤去時期を明言できないというのは私はおかしいと思いますよ。

そうでなければ、おたくさん達は怠慢か。

大変申し訳ありませんけれども。

岩手県ははっきり2年、ないし3年、いずれそういったことで来ていますので、一つ。

まあ量が3倍であれば、時期もその3倍になるのかという感じがしますけれども、その点もう一度説明して下さい。

鎌田課長

実は何度も同じことを申しあげるようですけれども、有害な廃棄物、有害なものがなんぼあるのかというのが、我々の方が分からないんですよ、まだ。

そこまで我々はまだやっていない。

今どうしたらあの囲い込みができるかということばかりやってきたものですから。

ですから、中にまず囲い込んで、それから撤去をその次に考えましょうという形ですから。

中になんぼくらいあるのか。その囲い込みを、さっき質問がありましたけれども、どのくらい時間がかかるのかと言われてもいろんな手続きがありますのでちょっと分からない。その後撤去ですから。そうするとまだまだ量的なものも分からないし、その・・・。本当に申し訳ないですけれども。まず囲い込ませて下さいということが我々の今の考えです。それからその議論も、どこまでやればいいのかということもまだ決めかねていますので、ちょっと年数は言えない。

撤去はしますけれども、それがいつからいつまでかかるのかというのは、今の段階では言えない。

住 民 F

いつ言えますか、いつになったら。

鎌田課長

合同検討委員会が開かれて、囲い込みがまずいいと。

それで進めると。

それまではその時の措置。

その後で今度どのくらいの量があるかと。

同時並行でやっていきたいと思っておりますので、できるだけ早くと言うしか今のところありません。

住 民 G

地元のGと申します。

3月の説明会では封じ込め。

そして今囲い込み。

二転三転しているがどうなっているんですか。

それが一つと、それから廃棄食品の場合、委託した業者というか会社というか、そういうのに対する追求、撤去費用の請求なんかもするのかもしれないのか。

その辺を聞きたいです。

よろしくお願いします。

鎌田課長

封じ込めというのと囲い込みというのは、実は大変申し訳ないですけども同じことなんですよ。

封じ込めと言ったのは、最初に封じ込みと言ったのは、上を、水、雨水を流すための側溝を作るとか、いろんなことをするために、全部いわゆる囲い込む上に側溝を作るといようなことで封じ込みという言葉を使ったんですけども、どうもそれが誤解されたものですから、それで囲い込みという言葉にして、そして中のものは違いますよと、やり方は同じなんですよ。

ですから、Gさんにしゃべったのは、確かに封じ込みという言葉を使いました。

でもそれで終わりだということではないということなんです。

よろしいですか。

築田課長

廃棄食品は岩手県側から出てきています。

出てきているというのは、これは全部掘ったからはじめて分かったんであって、この件はちょっと見つけることができなかつたんですが、全部掘削していく途中、廃棄食品が首都圏メーカー 20 社ほど出てきています。

これは、廃棄食品からはビンとか缶とか、あるいは袋に入っているものですからロット番号が全部分かりまして、そこを追求し、排出事業者を特定しております。

そこには今後どういう形で協力していただけるか。

そこは当然青森県の方とも一緒に相談しながらやらなければならないと。

これは掘ってみて、はじめてそういったものが出てきて。

ロット番号というのは、どこでいつ作られたかという印・記号がついているんですが、それを追っかけていって首都圏の食品メーカーというのをもう特定してあります。

今後どのような協力をいただけるか。

国の方とも相談しなければなりませんけれども、徹底的に排出責任というのは当然追及していかなければならないというふうに考えております。

住 民 H

Hであります。

先ほど来出ているんですけれども、Bさんの発言について若干私のほうも同じ様なことを申しあげたいというふうに思います。

それはどういうことかと言いますと、行政の、いわゆる許認可権者としての責任をとっているという、そういうことなんですよ。

例えば第二回目の説明会で、その検査・調査の結果どうなっているのかという、そういう住民の質問があったわけでありまして。これに対して今まで答えていなかったと。ようやく、例えば信憑性のほどは分かりませんが、表が出てきたという、そういう意味では努力をされたのではないかなと、そういうように思うわけです。

ですから、これは青森県・岩手県に係わる問題でありますので、やはり許認可権者、許認可というものはかなり重いものである。

従って、82万m³も運び込まれていて、それを知らなかったということは住民感情としては許され難いことではないのか、そういうことを言っているわけでありまして。

ですから、それに対して、皆さん方はなかなか謝れないのかもしれないけれども、一言もそういう遺憾を表現しているものが出てこない。

これは一体どうしてなのかと。

皆で、住民はそう思っているわけですよ。

これはおかしいと。ですから、そのおかしいものが、法的に法そのものがザル法であるとするれば、それはやはり法整備を皆でしていきましょうという、そういう方法に行かないと、この論議というものは空回りするわけですよ。

ですから、何がやはり、皆さん方の腰を引かせたかと。
県の行政の方々の、一步前に踏み込んで、そういうものを摘発できなかったのかと。
幸いにして 11 年度 11 月 30 日に県警の手が入るといふ、そういうことで明るみに出てくるわけですが、是非ともそれは今後も、やはり私たちそのことは十分これからも言い続ける、・・・ではあるんですよ。
ですから、皆さん方の責任は問いますよ。
こういうことを私たちは申しあげておきたい。
こういうことです。

それから、3月2日の時点の説明会で、いわゆる原状回復として封じ込めをやるという、そういう説明をしたわけでありませう。
ですから、原状回復イコール封じ込めだと。
これで全部なんだという、そういう説明で終わっているわけですよ。
ですから、今日の話だと撤去をするという、そういうことが出てきましたので、私どもとしては撤去というもののの中に、いわゆる封じ込めの一部として位置付けられていいんだなと、この部分を確認したい。
そういうことです。

例えば、全体をきれいに処理すると。
撤去するんだと。
そういうもののその一段階として封じ込めをしていきますよと。
その部分が確認されれば、私たちは、それは今日の会議というものが前進があったと、そういうふうと思うわけでありませう。

ですから、そのことを一つ皆の前でちゃんと、これはきれいに原状回復をしますと、そういうことを言ってもらえればそれなりに、その後はその処理の仕方と年数の問題。

先ほども提起されているように、大体、何年何月まではいいですけども、おおよそ、例えば5年なら5年、中期5年のスパンでやりますと。
あるいは、もしかしたら 10 年の長期のスパンになるかもしれないという、そういう一定のもっと分かりいい方法で説明をお願いしたい、こういうことです。

福永次長

まず第一点ですが、おっしゃったように3月2日の時点で封じ込めということでご説明しております。そして、それはGさんがおっしゃったように、いろんな対策、これから恒久的な対策を、Gさんにも入っていただいております合同検討委員会でいろいろ検討を進めていくわけですが、そのいろんな恒久対策をやる中の一つである、一環であるということはおっしゃる通りでございます。

そして、これからその現場をどういうふうにしていけばいいのかということで、その為の合同検討委員会ということで、住民の方にも入っていただきまして、また町長さん・市長さんにも入っていただきまして、これから進めていくということで今一生懸命取り組んでおります。

そういうことで、我々としてももちろん岩手県と協力・協議しながらやっていくということで考えていますので、どうか皆さんこれからもいろいろ我々に対して注文なり厳しいお話はいくらでも受けますが、まずは一緒になって考えていっていただきたいというふうに思います。

どうかよろしくをお願いします。

住 民G

もう一つ。Gです。

昨日私は現場に行ってきましたけども、夜通し突貫工事で土留めを補修したところを見てきましたけども、昨日・・・でやった溜池の上から水中ポンプで下の草むらに水を水中ポンプで流していましたが、あれは流してもいいのか。

またそういう流すことを許可したのか。

誰がそういうふうにしてあれを、水を下の草むらに水中ポンプで流せと命令したのか。

それとも、誰がどういうふうにしてああいうふうにしてやったのか。

そこを聞きたいです。

あの溜池の水は流してもいい水なのか。

流されないものを流したのか。

そこら辺を聞きたいです。

鎌田課長

今の話ですけれども、あその水を流したのは、水が相当溜まってまた壊れたらダメだからということで流したということなんですけど、とんでもないことです。

あの水は流して、そのまま流してはいけません。

従いまして、十分従業員の方に注意しておきました。

今後そういうことは無いと思いますけれども、もし何かあったら連絡を下さい。

住 民 G

そうなれば、結局、原野とか下のほうにもはや流出したということですね。

鎌田課長

量的にはそんなに多くないと思いますけれども、ただその水が流れる筋道がラグーンの方に行くんですよ。

ラグーンに行くように流していましたので、その辺は、今のところでは、すぐこれから、次週、来週水質検査を行うことにしておりますので、それで結果を待ちたいと思っています。

住 民 I

すいません、田子町の I と申します。

二点質問させていただきたいと思います。

一つは排水、水のことです。

それからもう一点は廃棄物の撤去、その最終的な形がどういうふうな形で終わっていくのか、そういうことなんですが、

先ず最初の水の話は、今、Hさんからお話がありましたけれども、たかだかちょっといじっただけの溜め水でもうこれだけ騒いでいるわけです。

あの膨大な量のゴミを撤去する、あるいは焼却する、井戸を考えたらいいと思うんですが、必ず高低が出ると思うんです。

そこは必ず水が溜まると思います。

膨大な溜池ができるのではないかと私は心配するんですが、その対策というのは出来ているんでしょうか、それが第一点です。

それから第二点。

それは撤去、危ないものは撤去します。

撤去ということはこの現場からは姿は無くなるかもしれませんが。

これは最終的にはどういう形で私たちの人間世界の中から消えるものですか。

そこをちょっとお聞きしたいんですよ。

必ず撤去ということは、そのままの形では捨ててないと思う。

その処分を他所へ持っていけばいいということではなくて、私はこれだけ膨大だったら、現地へ国家的なプロジェクトで無公害型の処理場を作って、このゴミというのは未来永劫出てくるわけですから、日本全国のゴミを引き受けるくらいの膨大な立派なものを作っていただきたい。

これは一つの私の意見です。お願いします。

鎌田課長

撤去した後に水が溜まるということですがけれども、撤去は、我々の方はあそこで囲い込みをやって、出てくる水を全部引いて水処理施設を作るということですから、その汚い水も全部処理します。ですから、水が溜まるということよりも、その汚い水を処理する施設も作りますので、ですから囲い込みをしながら撤去していくということです。

それからもう一つの、撤去した後どうするかということですがけれども、これはいろんな方法があります。

はっきり言って、そのまま埋め込む方法があります。

ただその物によっては有害な高濃度のものは最終処分に持って行ってはいけない物だ。

そういうのは溶融とか、解かしてしまう。

熱をかけて解かしてしまう。

これは豊島の方でこれからやる方法なんですけれども、そして、今度スラグというか固まりみたいなものが出るんです。

これを再利用するという方法もあります。

それから焼却してしまっ、灰を固めて再利用するという方法もあります。

従って、これからそれはその物によってどういう方法がいいのかというのを決めていかななくてはならないわけです。

いろんな方法があると思いますので、撤去撤去と言っても、ただそこからその場所を替えて、例えば三戸に持っていくとか、そういうことではございません。

必ず処理して持っていくという形をとりたいというふうに考えています。

住 民 I

それからもう一つ。

あの面積に、この間みたいな集中豪雨がきた場合、今のお話の囲い込みで処理できるというふうにお考えなんですか。

鎌田課長

はい。

これは今技術が進歩しまして、我々今コンサルといろいろやり取りをしています。

どういう方法があるのか。

今そのために調査を終わらして、岩が大丈夫だということが一つ分かりましたので、そ

ここにどういうやり方、コンクリートがいいのか、あるいは、鉄板はダメだそうです、必ず腐るから鉄板はダメだと。

それからゴムシート、腐らないゴムシート、最終処分場に敷くようなゴムシートみたいなもっと強いがあると。

いろんな方法があるように聞いています。

この場所にどうい物がいいのかということは今検討をこれからすることになっています。

ただのり面がありますね、60 mどーんと下がってきた。

あそこは数万年前ののり面ができた地すべり層ですから、安定しているから、あそこには手をつけない方がいいと。

あそこに手をつけてしまえば、あのバランスが崩れてしまって、下手に崩落を招くおそれがあるという具合には聞いております。

住 民 J

地元の J です。

大変遠い所まで、岩手県・青森県の皆さんご苦労様です。

私はずーと前から・・・。

それで疑問的なことを簡単に言います。

まずはあなたたちがコンサルタント会社に対して委託をして、そして私たちにこの報告書を公開しておりますが、この中でケース 3 で、完全な遮水壁をまわした後に危険なものを除去するということは提言なされております。

このことが・・・の提言を受けているわけですが、危険なものを撤去するという事は一つも言わない。

そして地元が反対することによって、今課長さんが撤去すると。

簡単にくるくる変わって、どこまで県のことを信用したらいいかさっぱり分からないと。

これが一つの地元の気持ちです。

それで、この中で・・・何年で終わるとか、調査費用とかも、こういうふうなものもコンサルタント会社では・・・について、どの辺までを参考にしますか。

全く無視していいのか。

これを参考にして、基にしてやるつもりなのか。

まずそれを伺います。

鎌田課長

3月2日に、その除去のことを言わなかったと言っても、12番のところに、No.12のところにダイオキシンが4,705p g出ているから、それは別途検討するという言葉を使っています。そういうことで我々その辺をしゃべったつもりなんです。

すいませんでした。

申し訳ございません。

誤解されました。

それからもう一つは、年数を書いていたことで比較法として書いています。

ただそれ一番下に書いていますけども、注意書きのところを見ていただければ、いろんなことが、要素がまだ分からないのもあります。

従って、果たしてその年数でいけるかどうかというのは、あくまでも比較するための年数であって、絶対的な年数ではないと我々はとらえています。

以上です。

住 民 I

納得できませんが、まず納得します。

まず言葉というのは非常に便利なもので、くるくる変わるのが私もありますし、言葉の・・・。

私たちは我々の地元の県の職員ですから、あの時しゃべった・・・、書物には撤去とは一つも書いてありません。

言葉は、私たちに配布した資料をよくもう一回見て下さい。

どこに撤去ということを書いたか。

撤去ということが一番大事なことです。後でこういうことをしゃべり忘れた・・・ここで撤去しますということ、今度からの説明会ではきちっと明記していただきたい。

これをお願いします。

あとは終わります。

司 会

まだまだ皆さんご意見なりご質問があると思います。

ただ、今後こういう形で皆さんに対する説明会を設けていきたいと思っておりますので、またそういう場でご意見や質問などをいただきたいと思っております。

今日の説明会はこれで終了させていただきたいと思います。

今回は長い時間ありがとうございました。

ー・ー青森・岩手県境不法投棄事案住民説明会 終了ー・ー